

令和 6 年度における主ないじめ防止等対策事業

当初予算額：1,799,392 千円

1. いじめ防止等対策の総合的推進 6,559 千円
 社会全体で子どもたちをいじめから守るという意識の醸成を図るため、専用ポータルサイトでのいじめ防止応援メッセージの発信や、デジタル広告の掲出、リーフレット等の作成・配布などにより、広く市民に向けて広報啓発を行う。
2. いじめ等相談支援室 S-K E T 運営 8,618 千円
 法律や心理の専門家を中心とした相談窓口「いじめ等相談支援室 S-K E T」を運営し、学校・教育委員会とは異なる立場からいじめに悩む児童生徒や保護者への相談支援を行う。また、児童生徒向けチラシの作成・配布などにより、相談窓口の周知を図る。
3. 中学校等へのいじめ対策専任教諭の配置 561,000 千円
 すべての中学校等へいじめ対策専任教諭を配置し、いじめの未然防止・早期発見・早期対応を図るための対策を実施するとともに、事案発生時においては、担任の支援等中核的な役割を担う。
 ※すべて人件費
4. 小学校への児童支援教諭の配置 693,243 千円
 いじめ・不登校及び発達障害等の課題に対応するため、コーディネーターとしての役割を発揮し、指導の中核となる教員として、児童支援教諭を 114 校へ配置する。
 ※すべて人件費
5. いじめ対策支援員の配置 74,621 千円
 いじめ事案の課題を抱える小学校に対して、退職警察官や退職教員によるいじめ対策支援員を一定期間配置し、校内の巡回・指導を行う。
 ※すべて人件費
6. スクールカウンセラーの配置 292,498 千円
 全市立学校に週 1 回、臨床心理士などの専門知識や技能を有する人材をスクールカウンセラーとして配置し、児童生徒及び保護者へのカウンセリングや教員への助言等により心の問題の解決を図る。また、教育委員会事務局にスクールカウンセラーを配置し、専門性に応じた学校支援を行う。
 ※うち人件費 292,117 千円
7. スクールソーシャルワーカーの配置【拡充】 71,991 千円
 拠点校を 20 校から 40 校に拡充し、週 1 回、社会福祉上の諸課題に対して専門的な助言指導のできるスクールソーシャルワーカーを配置する。また、引き続き、各学校からの要請により、教育委員会事務局配置のスクールソーシャルワーカーを派遣し、適切な支援を行う。
 ※うち人件費 71,476 千円

8. スクールロイヤーによる学校支援 1,800 千円
児童生徒を取り巻く問題に対する学校対応事案について、弁護士による法的な観点から相談・支援を行い、的確に対応できる体制を構築するとともに、いじめ事案への対応やいじめ防止対策の充実に向け、弁護士の知見を得る。
9. いじめ防止「きずな」キャンペーン 4,361 千円
いじめ防止のためのキャンペーンを実施するとともに、各学校での児童生徒による自主的な取組み「いじめ防止きずなアクション」を実施し、いじめの未然防止を推進する。
10. いじめ防止「学校・家庭・地域連携シート」の作成 1,260 千円
いじめの理解促進、早期発見・早期対応のための家庭でのチェック項目や相談窓口の一覧等を掲示したリーフレットを作成し、市立学校の全児童生徒の家庭に配布する。
11. 仙台市いじめ・学校生活 SNS 相談・24 時間いじめ相談専用電話 14,474 千円
SNS を活用した相談相談や 24 時間対応可能ないじめ相談専用電話を設置し、児童生徒への相談支援を実施する。
12. 命を大切にす教育の推進 196 千円
「命と絆プログラム」による全市立学校での授業実践や、外部講師を招いての研修会の実施などの取組みにより、命の大切さや尊さを理解するとともに、温かい人間関係を築く力を育む「命を大切にす教育」を推進する。
13. 仙台まもらいだーインターネット巡視 6,129 千円
児童生徒の誹謗中傷や個人情報の流出等、インターネットに関わる問題を早期に発見して学校に情報を提供するほか、削除依頼や学校での指導に係る技術的な助言等を行う。
※うち人件費 5,918 千円
14. さわやか相談員の配置【拡充】 47,459 千円
児童生徒にとって身近な相談相手となり、心のよりどころとなるさわやか相談員を 130 校から 150 校に拡充し、配置する。
15. 学級生活等のアンケート調査【拡充】 14,364 千円
全市立中学生を対象に年 1 回実施していた学級生活等のアンケートを、小学校 5・6 年生に拡大し、年 3 回実施することにより、児童生徒一人ひとりの状況や学級集団の状態をより詳細に把握し、学級経営に生かす。
16. いじめ防止対策研修 819 千円
教職員のいじめ問題への対応力向上のため、子どもの置かれている環境への理解や事例研究に関する研修を行い、いじめ防止体制の充実に努める。

※ 1、2 はこども若者局、3～16 は教育局所管事業